

# 東京都受動喫煙防止条例（仮称）の基本的な考え方の意見募集結果

## 1 結果の概要

- |                |  |
|----------------|--|
| (1) 意見募集期間     | 平成 29 年 9 月 8 日から平成 29 年 10 月 6 日まで  |
| (2) 提出された方の総数  | 5,085 人（メール 2,541 人、郵送・FAX 等 2,544 人）  |
| (3) 提出された意見の総数 | 16,972 件（主な意見は裏面のとおり）  |
| (4) 意見提出内訳     | > 男性：3,570 人、女性：1,375 人、無回答：140 人<br>> 都内：3,577 人、都外：1,325 人、無回答：183 人<br>> 喫煙者：2,034 人、非喫煙者：2,766 人、無回答：285 人 |

## 2 主な意見

項目	賛成（規制強化含む）	一部反対	反対	その他
<b>16,972 件</b>	<b>6,464</b>	<b>3,185</b>	<b>5,007</b>	<b>2,316</b>
趣旨・目的 や定義等 に関するもの	○たばこ自体を規制すべき（持込禁止、販売規制） ○非喫煙者の保護や従業員の受動喫煙防止に努めるべき	○加熱式たばこは規制対象外とすべき。また科学的根拠に基づいて規制すべき。	○喫煙者と非喫煙者の共存を図るべき ○喫煙者のモラル・マナー向上に努めるべき ○本人の判断、喫煙の自由を認めるべき	
6,601 件	1,774	2,067	1,096	1,664
規制内容に関するもの	○屋内全面禁煙とすべき（例外なし） ○屋外（路上、公園、駅等）喫煙対策もすべき ○喫煙専用室の基準を厳格にすべき ○利用者が選択できるよう表示を徹底すべき ○雇用者の喫煙可の方針に従業員が反対意思を示すことは困難	○分煙（喫煙場所のみ喫煙可） ○喫煙可能場所の確保（喫煙専用室を認める） ○喫煙禁止場所としないものの列挙（対象拡大：パチンコ、小規模飲食店、店頭表示した場合など）	○一律規制に反対する ○施設管理者の判断を尊重すべき ○屋内に干渉しすぎ、規制は不要 ○施設管理者の負担が大きすぎる ○飲食店は店頭表示を徹底すれば十分	
7,811 件	3,393	1,078	3,094	246
実効性の担保に関するもの	○過料ではなく、もっと厳しくすべき ○罰則を確実に適用する体制を整備すべき		○罰則は止めるべき・厳しすぎる	
1,912 件	778	0	808	326
条例の施行時期に関するもの	○早期に施行すべき ○オリンピック開催前までに施行すべき ○段階的施行・試行期間を設けるべき	○拙速な施行は避けるべき	○オリンピック期間限定で規制すべき	
648 件	519	40	9	80

その他欄：子どもを受動喫煙から守る条例に関する意見や、受動喫煙防止条例（仮称）の基本的な考え方以外に関する意見等

※ 寄せられた御意見や各種調査結果を踏まえ、条例案を検討し、年度内の条例案提出を目指します。